

新旧対照表

高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金交付要綱

改正後	改正前
<p>本文 (略)</p> <p>附 則 1 (略) 2 この要綱は、令和 <u>10</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第1号及び第3号から第6号、第9条第3項、第10条、第13条、第14条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年10月19日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 この要綱は、令和5年2月9日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和7年4月18日から施行する。</u></p>	<p>本文 (略)</p> <p>附 則 1 (略) 2 この要綱は、令和 <u>7</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第1号及び第3号から第6号、第9条第3項、第10条、第13条、第14条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 <u>1</u> この要綱は、令和2年10月19日から施行する。</p> <p>附 則 <u>1</u> この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 <u>1</u> この要綱は、令和5年2月9日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
補助対象 経費	補助率等	補助対象 経費	補助率等
(略)	<p>【補助率】</p> <p>20分の1以内。ただし、新規漁業就業者（※2）及び新規漁場において養殖を<u>開始している又は開始しようとする者（※3）</u>を対象とする場合は10分の1以内とする。</p> <p>【補助上限額（※4）】</p> <p>1漁業者あたり250万円。ただし、新規漁場において養殖を<u>開始している又は開始しようとする者（※3）のうち、法人以外は500万円、法人は2,000万円</u>とする。</p> <p>【補助対象】</p> <p>漁船取得・改修費における補助対象は、総トン数10トン未満の漁船に限る。ただし、漁船の借受者が<u>新規漁場において養殖を開始している又は開始しようとする者（※3）</u>については、この限りでない。</p>	(略)	<p>【補助率】</p> <p>20分の1以内。ただし、新規漁業就業者（※2）、<u>大型定置網経営体（※3）</u>及び新規漁場において養殖を開始しようとする者（※4）を対象とする場合は10分の1以内とする。</p> <p>【補助上限額】</p> <p>1漁業者あたり250万円。ただし、<u>大型定置網経営体（※3）及び新規漁場において養殖を開始しようとする者（※4）</u>は500万円とする（※5）。</p> <p>【補助対象】</p> <p>漁船取得・改修費における補助対象は、総トン数10トン未満の漁船に限る。ただし、漁船の借受者が<u>大型定置網経営体（※3）</u>については、この限りでない。</p>
※1～2（略） <u>（改正前※3は削除）</u>		※1～2（略） <u>※3「大型定置網経営体」とは、以下の全てを満たす者とする。</u>	
		<u>（ア）定置網漁業権を有し、大型定置網漁業（網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深二十七メートル以上であるもの）を営んでいる者又は営もうとする者（ただし、法人以外の社団を除く）</u> <u>（イ）以下の全てを満たす事業戦略を策定し、その事業戦略の計画期間内である者</u> <u>a. 事業戦略とは、以下の項目を検討し、整理した事業戦略であること</u>	

改正後	改正前
<p>※3 「新規漁場において養殖を開始している又は開始しようとする者」とは、以下の全てを満たす者とする。</p> <p>(ア) 令和5年度高知県養殖漁場候補地調査委託業務により養殖適地として選定された海面（令和6年4月1日時点において区画漁業権が設定されている海面を除く。以下「新規漁場」という。）において養殖を<u>営んでいる又は</u>営もうとする者</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>※4 令和4年度以降において、高知県漁船導入支援事業費補助金若しくは高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金又はその両方の交付を受けた場合は、その交付額の合計を250万円（ただし、新規漁場において養殖を<u>開始している又は</u>開始しようとする者<u>のうち、法人以外</u>は500万円、<u>法人は2,000万円</u>）から減額した額を補助上限額とする。</p> <p>第1号様式（第4条関係） （略） 4 添付書類 （1）～（9）（略） <u>（削除）</u> <u>（10）</u>（1）から<u>（9）</u>までに掲げるもののほか、事業内容の説明に必要なもの</p>	<p><u>（a）事業概要、会社の特徴、外部環境（機会と脅威）、内部環境（強みと弱み）等の分析</u></p> <p><u>（b）ありたい姿（5年後）の目標</u></p> <p><u>（c）実現するための課題設定</u></p> <p><u>（d）課題改善に向けた行動計画（取組内容）、中長期（5年間）の業績の目論見</u></p> <p><u>b. 経営の改善が見込めるものとし、実現可能な計画であること</u></p> <p>※4 「新規漁場において養殖を開始しようとする者」とは、以下の全てを満たす者とする。</p> <p>(ア) 令和5年度高知県養殖漁場候補地調査委託業務により養殖適地として選定された海面（令和6年4月1日時点において区画漁業権が設定されている海面を除く。以下「新規漁場」という。）において養殖を営もうとする者</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>※5 令和4年度以降において、高知県漁船導入支援事業費補助金若しくは高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金又はその両方の交付を受けた場合は、その交付額の合計を250万円（ただし、<u>大型定置網経営体及び</u>新規漁場において養殖を開始しようとする者は500万円）から減額した額を補助上限額とする。</p> <p>第1号様式（第4条関係） （略） 4 添付書類 （1）～（9）（略） （10）大型定置網経営体の場合、別表第1に定める事業戦略（写し） <u>（11）</u>（1）から<u>（10）</u>までに掲げるもののほか、事業内容の説明に必要なもの</p>